

西洋のメロデーやリズムには似ない、このような原曲態によつてよび起こされる私どもの情緒を、何と説明したらよいだろうか。西洋音楽の五線譜では、とても微妙なところは表現出来

男の歌が静けさを破つて首領をとつた。野にも山にも子は生みおけよ千両箱より子は宝」という歌の文句も出てきた。」これはいかにも明治勃興期の歌らしい。

老若男女が一體になって、音頭をと手拍子を合せて踊つていうさまは、求めずして自然に心結びつきができてくる。利害対立などををはなれて、人間がつに融けあふ。それは夢と影夜の世界である。塵間の世界はたえず進歩もするが、また対抗争も繰り返して変りもする。しかし夜の世界では、すべて一つに結びついている。民族歴史の底を潛流のように、一

お盆とは仏教の魂祭りである
盂蘭盆を略したものとして使わ
れる。八月の十三日から十六日
朝までの盆の行事は各地で大切

にされ、その月のはじめから歸國をすする。斯によつては、又七日益と稱して、墓掃除や墓道作りなどが行われる。このように日本には、逝つた魂に対する立派な行事がうけつてゐるこの故人尊敬の精神はすばらしいし、それが又お互い生きてゐるものへの人命尊重にもつながると思ふ。決して葬ごたり参る所かにしてはならない。せめて、こころゆく世の中であつても、年に一度のお盆の時だけでも、墓参りをして、親兄弟や友人の魂のために祈り、また自らの死についてでも黙想するようになさう。

人生往来

つ	の	が	立	ほ	と	一	◎鹿角
井ノ	高野	山口	南盛	藤ノ木	村山	佐藤	子の名
川みゆき	良子	安僧	広巳	正弘	広治	高孝	父の名
和夫	光治	僧治	啓司	晴繁	藤夫	武	
如来	白羽	荒	程	小	宮	上	部落

3

8月22日 町小
学校で

NHKと都市社会教育振興会
入会会連絡協議会、農協婦人部
協議会などの主催で、次により
働く婦人」の家庭生活の問題
を、たとえば都市婦人の集いが開
かれます。さそいあっておねせ
参加して下さい。

荒井清郎氏海外取材班副長
4日程 九時開会、九時三十分
分科会話しあい。

テーマ「働く婦人の家庭生活
の問題について」（育児、家
庭教育、家族関係、家事、家
経済、自由時間の設計など）

[illegible]

(の題題)
十一時半農食、午後一時分科
会報告、二時講演「世界の農
村婦人の生活をもて」荒井治
郎講師、三時三十分閉会。

——**国民年金**——

強制加入執行に
ついて

才以上の人で戦死があまりない
たら、役場国民年金係まで印鑑
を持参の上お出ください。なお
詳細については、役場国民年金
係にお問い合わせください。

(社会厚生課)

なかさと文芸

八月抜句

なかさと文芸

八月投句

國民の共同運命により、貧乏
を防止、生活の安定、老後の保
障をはかるため發足しました
國民年金も、すでに五年目をも
びかねました。この間、通算年金
法（厚生年金または、各種
共済組合、または國民年金を總
統して一本の年金とする法律）
が施行され、國民年金の確立
ができあがりました。しかしな
がら、いまだに國民年金を單
なる保険と考へてゐるのではな
いか、また法がよくわからないの
ででしょうか加入していない人
がいますが、國民年金は、二十才
から六十才（明治四十四年四月
二日生まれ以後の人）の人で、
厚生年金や、その他公的年金の
加入者または受給者でない全部
の方が加入することになってい
ます。

國や県では、近いうちに加入
していない方を対象として断固
たる処置として、強制加入の執
行をするということも聞いてい
ますので、まだ加入していな
い方はもちろん、これから二十

直感
玉響
正光
義徳
海一
ユキ
ミチ子
ユキ
三
えつ

雪まつり無言で捧ぐ香と花
草むしる児も手を洗ひ切西瓜
下駄の歯や石に取らるゝ夕涼風
鯛の声ようやく春色かな
白牡丹緋牡丹子の性我れに似て
帰郷して久方ぶりの盆踊り
疾天下清津の流れに塵散る
小雀に宿かす闇もなし土用風
新築の講家のスダレ平利知る
一のべの櫻枝切りおそく急迎
稲作もほっとしたぞや盆踊り
キャンアの水とどかぬ蘭まで
ひびく
道標に熊の榻とあり露生まる
焚煙草の匂いにむせて授乳の
歩に疲れ輪落ちて涙に生く

役場庁舎北立面図

な
か
さ
と

每月一回	15日
定価	1部5円
発行所	中里村公民館
現在人口	男 4,245
	女 4,404
	計 8,649
	世帯数 1,705

新序号はこれよりさらに、直
江陣出西田勇設計室の手で博覧
真ができあがり、去る七月二十
株式会社が落札、八月三日自
五日、大手建築家間の六業者の
指名競争入札に付され、工事費
三千六百万円で長岡市渡良建遊
した。

上、四十一年三月二十日(癸卯)迄、(除装仕上げ工事は気象状況等により一部延期)の期限で同社の請負により施工されることとなつています。

庁舎は鉄筋コンクリート三階建、延三百四十坪。一階および二階は事務室、三階は会議場であてられる。屋上には望遠鏡がとりつけられ、またスチール製の設備や水洗トイレが完備され、外観も内部の設計にもさながらなところまで気がくばられており、近代的なすばらしい庁舎が建てられるのです。

庁舎の位置は、現在公民館になっている敷地分室の裏に旧郵便局舎と隣り合わせて正面に正面を向けて建設されました。なお現在の公民館の建物も撤去し、庁舎前は広場とする阿になっています。

昭和三十年中里村筆尾以東

立寄七月二十
四日役場におい
て、中里村中央
地区簡易水道敷
設工事の指名競
争入札が六業者
によりおこなわ
れ、工事費千七
百八十万円で井
上工業株式会社
が落札、十二月
十日竣工の期限

で同社の請負に付されました。この水遣は、田沢地区の上山山崎、田中、荒原、千溝、小原と桂部落の一部を給水対象とするもので、区域内の給水人口は四百五十世帯、約二千二百人となっています。

なお、水源地は昨年春以来実地調査をおこなって、清津橋の下流三百米地点の堤防内（千溝地内）に水源地を選定し、大村建設の手ですでに、水源試験工

水を浄化し、ポンプアップして配水されることになっていく。

⑤経費その他
参加者は勤労青少年（定額）

9月11日(土)12日(日)
十日町で開く
郡市社会教育振興会、青少年
教育研究会の主催で、きたる九
月十一日(土曜日)十二日(日)
ないように。
携行品は米五合、洗面用皂と
寝具は主催者が用意する。遊
び道具は、筆記用具など。

曜日 の二日間、十日町市民体
 育館において「都市青少年のつ
 とめが聞かれます。
 この青少年の集会は、毎年一
 回各市町村の当番で会場をうつめ
 もち、野外活動やたのしい合宿
 などを行います。
 八月末日までに中里村公民
 館で、氏名、年齢、部落名を
 連絡下さい。
 個人事業税
 第一号の個人事業

を通過して、青少年の親睦と研修をはかるというもので、今年は次のような計画で開かれることになってゐます。

▽郡市青少年のつどい要項

①期日 九月十一日・十二日

②会場 十日町市民体育館および公民館

③主催 郡市社会教育振興会

④日程

第一日目（九月十一日）

午後六時受付、七時夕食班別話しあい、八時キャンドルサービス、九時フォークダンス、十時就寝（参加者は全員合宿する）

第二日目（九月十二日）

午前六時起床、七時朝食、八

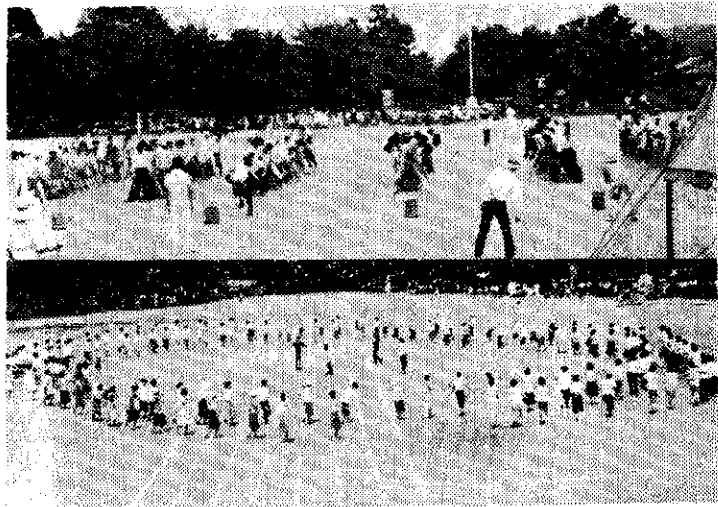
第一期の期日は
8月31日までです

十日町財務事務

◎村民のみさんの深い御によりまして、県税の納納完納成績は年々向上して御協力を厚く感謝申しあす。

◎納税通知書は、八月十五お手もとに届く予定です。八月三十一日の間に、是納期内完納下さいますようお願いいたします。

◎月末は、収納機関がごみごとと願われますので、の銀行、郵便局又は財務所窓口へお早目に納付し下さい。



第10回村民運動会

第2チームが優勝

第十回中里村民運動会が去る八月八日、田沢校グラウンドにおいて若者男女二千八人近い村民が集まり、盛大におこなわれ、台風十五号通過のあとの影響で天候が心配されたが、朝から絶好の運動会日和に恵まれ、層の上では立秋といえ、炎天下に一日汗を流して、村内七チームによる熱戦が各競技に展開された。

最近の青少年の間に、健全なスポーツ、レクリエーションの関心がかたまってきています。今年の運動会には千五百米競走やマラソンが新しく種目に加えられ、若い人たちの力いっぱい活躍がみられたのもいかにぎりでした。また、区長さんをはじめ、青年会婦人会の方々が一体となって、村ぐるみで行事推進した協力的な気風を、

私は七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議に出席して

倉俣 桑原 鶴雄

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

勤労青少年会議は、去る七月十七日、十八日と三日の来が、決まった休日だが条市の本成寺で開かれた、新潟県勤労青少年会議に、中魚沼の代表として出席しました。この会議の趣旨というのは、勤労青少年の当面する諸問題について、青少年が体験を発表し、これを中心として討論し、青少年の直接な声を聞き、適切な青少年対策を樹立するに役立てるものと、次代を担う者として自覚を深める事を目的としているものです。出席して驚いたことは、出席者四十四名の内、二十四名が定時制の生徒であったことです。問題となったのは、大きく分けて、農村、職場、学校へ通う為の悩みが三つでした。農村では、やはり三ちゃん農業。嫁

農地報償のあらまし

これは終戦後の農地改革で農地を買収された旧地主またはその遺族、一般承継人に報償するたため給付金を支給することを定めたもので「農地報償法」に於ける給付金支給に関する法律といわれる。農地報償法が六月三日施行され、これに伴う手続の開始が八月二十日より施行されることになり、請求者は請求書と給付金の支給を受けるたため給付金請求書とを提出し、そのあらましを知らせしめる。

●給付金受給資格者

(一) 農地買収者

この法律で給付金の支給を受けることができる者は、原則として農地買収者であるが、農地買収者が昭和四十三年三月三十一日以前に死亡している場合は、死した者の遺族、法人の場合には一般承継人が代って支給を受けられる。(農地買収者とは、旧自作農制特別措置法により昭和二十七年七月十五日までに、農地を二畝以上買収された者をいいます)

(二) 農地買収者の死亡している場合

●昭和四十三年三月三十一日以後に死亡した場合

●死した者の遺族

農地買収者の遺族が支給を受けることになるが、遺族の範囲は、相続制度上の相続人であるかどうかという点には関係なく配偶者、子、孫または父母であれば、その者が、相続放棄、相続欠格、相続廃除などによって、死亡した農地買収者の相続人たる資格を有していないことも、この法律上の遺族の範囲には含まれる。

遺族であれば、皆が、給付金を受けられるという点では必ずしも、同じ遺族でも受給順位が決まられており、順位が、後になっている者は、先順位の人がいない場合のみ支給を受けられる。

順位としては、子が第一順位、孫が第二順位、父母が第三順位とされており、配偶者は、先順位の遺族と並に同順位とされており、配偶者としては、事実上婚姻関係と認められる者は含まれる。

●給付金及びその額

買収された面積から、売渡された面積を引いた面積が一畝以上になった場合支給され、一畝以下は対象となりません。

一畝以上一畝未満は一律一万円として、一畝以上の者に支給する額は、一反歩に満たない場合は切捨て、計算され反歩の単位は

一反をこえ一町まで 二万円
一町をこえ一町まで 一万円
一町をこえ一町まで 六千円
三町以上 二万円
三町以上 二万円

●請求手続と期限

昭和四十三年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日までの間に、有資格者の申請に基づき行なわれるもので、給付金請求者は請求書の住所のある市町村長を經由して昭和四十三年四月一日現在の本籍地(この日以前に死亡している場合は、その死亡時)の都道府県知事に提出する。

●その他

請求書の記載方法及び必要な添付書類の細部については、後日説明会を開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

農地買収者か、給付金を請求しないまま、死亡した場合は昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した場合と異なり、その相続人が給付金の支給を請求し、その支給を受けることとなります。このことは、給付金の支給を受ける権利が、昭和四十三年四月一日現在で一種の財産権として発生し、同日以後に、その請求権者が死亡した場合、一般の相続問題として、処理されます。相続放棄や相続欠格や相続廃除などによって、死亡した農地買収者の相続人たる資格を有していないことも、この法律上の遺族の範囲には含まれる。

遺族が受給資格者となる場合には、たゞ、配偶者や子供二人というように、同じ農地買収者について一つの給付金について二人以上の者が、同順位として、給付金の支給を受けることになる場合が相当あります。このような場合には、これら二人以上の遺族のうち一人の給付金の請求は、金額のたゞにその金額についてしたものとなされ、自分の持分の分のみ分割請求するといふことは認められません。

●給付金及びその額

買収された面積から、売渡された面積を引いた面積が一畝以上になった場合支給され、一畝以下は対象となりません。

一畝以上一畝未満は一律一万円として、一畝以上の者に支給する額は、一反歩に満たない場合は切捨て、計算され反歩の単位は

一反をこえ一町まで 二万円
一町をこえ一町まで 一万円
一町をこえ一町まで 六千円
三町以上 二万円
三町以上 二万円

●請求手続と期限

昭和四十三年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日までの間に、有資格者の申請に基づき行なわれるもので、給付金請求者は請求書の住所のある市町村長を經由して昭和四十三年四月一日現在の本籍地(この日以前に死亡している場合は、その死亡時)の都道府県知事に提出する。

●その他

請求書の記載方法及び必要な添付書類の細部については、後日説明会を開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

農地買収者か、給付金を請求しないまま、死亡した場合は昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した場合と異なり、その相続人が給付金の支給を請求し、その支給を受けることとなります。このことは、給付金の支給を受ける権利が、昭和四十三年四月一日現在で一種の財産権として発生し、同日以後に、その請求権者が死亡した場合、一般の相続問題として、処理されます。相続放棄や相続欠格や相続廃除などによって、死亡した農地買収者の相続人たる資格を有していないことも、この法律上の遺族の範囲には含まれる。

遺族が受給資格者となる場合には、たゞ、配偶者や子供二人というように、同じ農地買収者について一つの給付金について二人以上の者が、同順位として、給付金の支給を受けることになる場合が相当あります。このような場合には、これら二人以上の遺族のうち一人の給付金の請求は、金額のたゞにその金額についてしたものとなされ、自分の持分の分のみ分割請求するといふことは認められません。

●給付金及びその額

買収された面積から、売渡された面積を引いた面積が一畝以上になった場合支給され、一畝以下は対象となりません。

一畝以上一畝未満は一律一万円として、一畝以上の者に支給する額は、一反歩に満たない場合は切捨て、計算され反歩の単位は

一反をこえ一町まで 二万円
一町をこえ一町まで 一万円
一町をこえ一町まで 六千円
三町以上 二万円
三町以上 二万円

●請求手続と期限

昭和四十三年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日までの間に、有資格者の申請に基づき行なわれるもので、給付金請求者は請求書の住所のある市町村長を經由して昭和四十三年四月一日現在の本籍地(この日以前に死亡している場合は、その死亡時)の都道府県知事に提出する。

●その他

請求書の記載方法及び必要な添付書類の細部については、後日説明会を開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

農地買収者か、給付金を請求しないまま、死亡した場合は昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した場合と異なり、その相続人が給付金の支給を請求し、その支給を受けることとなります。このことは、給付金の支給を受ける権利が、昭和四十三年四月一日現在で一種の財産権として発生し、同日以後に、その請求権者が死亡した場合、一般の相続問題として、処理されます。相続放棄や相続欠格や相続廃除などによって、死亡した農地買収者の相続人たる資格を有していないことも、この法律上の遺族の範囲には含まれる。

遺族が受給資格者となる場合には、たゞ、配偶者や子供二人というように、同じ農地買収者について一つの給付金について二人以上の者が、同順位として、給付金の支給を受けることになる場合が相当あります。このような場合には、これら二人以上の遺族のうち一人の給付金の請求は、金額のたゞにその金額についてしたものとなされ、自分の持分の分のみ分割請求するといふことは認められません。

●給付金及びその額

買収された面積から、売渡された面積を引いた面積が一畝以上になった場合支給され、一畝以下は対象となりません。

一畝以上一畝未満は一律一万円として、一畝以上の者に支給する額は、一反歩に満たない場合は切捨て、計算され反歩の単位は

一反をこえ一町まで 二万円
一町をこえ一町まで 一万円
一町をこえ一町まで 六千円
三町以上 二万円
三町以上 二万円

●請求手続と期限

昭和四十三年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日までの間に、有資格者の申請に基づき行なわれるもので、給付金請求者は請求書の住所のある市町村長を經由して昭和四十三年四月一日現在の本籍地(この日以前に死亡している場合は、その死亡時)の都道府県知事に提出する。

●その他

請求書の記載方法及び必要な添付書類の細部については、後日説明会を開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

農地買収者か、給付金を請求しないまま、死亡した場合は昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した場合と異なり、その相続人が給付金の支給を請求し、その支給を受けることとなります。このことは、給付金の支給を受ける権利が、昭和四十三年四月一日現在で一種の財産権として発生し、同日以後に、その請求権者が死亡した場合、一般の相続問題として、処理されます。相続放棄や相続欠格や相続廃除などによって、死亡した農地買収者の相続人たる資格を有していないことも、この法律上の遺族の範囲には含まれる。

遺族が受給資格者となる場合には、たゞ、配偶者や子供二人というように、同じ農地買収者について一つの給付金について二人以上の者が、同順位として、給付金の支給を受けることになる場合が相当あります。このような場合には、これら二人以上の遺族のうち一人の給付金の請求は、金額のたゞにその金額についてしたものとなされ、自分の持分の分のみ分割請求するといふことは認められません。

●給付金及びその額

買収された面積から、売渡された面積を引いた面積が一畝以上になった場合支給され、一畝以下は対象となりません。

一畝以上一畝未満は一律一万円として、一畝以上の者に支給する額は、一反歩に満たない場合は切捨て、計算され反歩の単位は

一反をこえ一町まで 二万円
一町をこえ一町まで 一万円
一町をこえ一町まで 六千円
三町以上 二万円
三町以上 二万円

●請求手続と期限

昭和四十三年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日までの間に、有資格者の申請に基づき行なわれるもので、給付金請求者は請求書の住所のある市町村長を經由して昭和四十三年四月一日現在の本籍地(この日以前に死亡している場合は、その死亡時)の都道府県知事に提出する。

●その他

請求書の記載方法及び必要な添付書類の細部については、後日説明会を開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

農地買収者か、給付金を請求しないまま、死亡した場合は昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した場合と異なり、その相続人が給付金の支給を請求し、その支給を受けることとなります。このことは、給付金の支給を受ける権利が、昭和四十三年四月一日現在で一種の財産権として発生し、同日以後に、その請求権者が死亡した場合、一般の相続問題として、処理されます。相続放棄や相続欠格や相続廃除などによって、死亡した農地買収者の相続人たる資格を有していないことも、この法律上の遺族の範囲には含まれる。

遺族が受給資格者となる場合には、たゞ、配偶者や子供二人というように、同じ農地買収者について一つの給付金について二人以上の者が、同順位として、給付金の支給を受けることになる場合が相当あります。このような場合には、これら二人以上の遺族のうち一人の給付金の請求は、金額のたゞにその金額についてしたものとなされ、自分の持分の分のみ分割請求するといふことは認められません。

●給付金及びその額

買収された面積から、売渡された面積を引いた面積が一畝以上になった場合支給され、一畝以下は対象となりません。

一畝以上一畝未満は一律一万円として、一畝以上の者に支給する額は、一反歩に満たない場合は切捨て、計算され反歩の単位は

一反をこえ一町まで 二万円
一町をこえ一町まで 一万円
一町をこえ一町まで 六千円
三町以上 二万円
三町以上 二万円

●請求手続と期限

昭和四十三年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日までの間に、有資格者の申請に基づき行なわれるもので、給付金請求者は請求書の住所のある市町村長を經由して昭和四十三年四月一日現在の本籍地(この日以前に死亡している場合は、その死亡時)の都道府県知事に提出する。

●その他

請求書の記載方法及び必要な添付書類の細部については、後日説明会を開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。

●説明会開催する予定です。



相続税のあらまし

十日町税務署

1. 申告をしなければならぬもの

被相続人の総資産額から、被相続人の債務、葬式費用を差し引いた額が、遺産にかかる相続税除(二百五十万円)と法定相続人の数に五十万円を乗じた金額との合計額を超える場合は申告しなければなりません。

2. 相続財産の評価

相続税では地上権、永小作権や定期預金の権利など若干の財産については、その評価方法を定めておられますが、その他の財産については相続のときの時価によることとされており、税務署では、時価のきめ方、つまり評価基準を定めておられますから、不明の場合は、税務署へおたずね下さい。

3. 申告期限

相続の開始を知った日の翌日から、六ヶ月以内に申告して納税しなければなりません。